

和解及び損害賠償の額を定めることの委任専決処分について（その 1）

1 委任専決事項

警察職員による交通事故の損害賠償について和解し、その額を定めること。

2 委任専決年月日

令和 8 年 4 月 27 日（月）

3 損害賠償額

1,644,677 円（うち県費による支払額は 969,130 円）

4 交通事故の概要

(1) 発生日時

令和 4 年 11 月 16 日（水）午前 7 時 30 分ころ

(2) 発生場所

兵庫県明石市本町 1 丁目 1 番 34 号先路上

(3) 事故当事者（年齢等は当時のもの）

ア 警察側

警部補 39 歳 男性

イ 相手方

地方公務員 33 歳 男性

(4) 発生状況

警察官が捜査用車両（普通乗用自動車）を運転して国道を西進中、右側車線から左側車線に進路変更する際に、左後方の安全確認を怠って進行したため、左後方を走行中の相手方（普通自動二輪車）が驚愕して転倒したもの。

和解及び損害賠償の額を定めることの委任専決処分について（その 2）

1 委任専決事項

警察職員による交通事故の損害賠償について和解し、その額を定めること。

2 委任専決年月日

令和 8 年 4 月 27 日（月）

3 損害賠償額

1,218,916 円（うち、県費による支払額は 1,214,428 円）

4 交通事故の概要

(1) 発生日時

令和 7 年 8 月 22 日（金）午前 11 時 40 分ころ

(2) 発生場所

兵庫県高砂市曾根町 1935 番地 3 先路上

(3) 事故当事者（年齢等は当時のもの）

ア 警察側

巡査部長 34 歳 男性

イ 相手方

無職 70 歳 男性

(4) 発生状況

警察官が捜査用車両（普通乗用自動車）を運転して国道を南進中、目的地を北方に変更し北進するべく転回するため、道路左側の民地に進行して転回し、路外から道路に右折発進する際、右方道路の安全確認が不十分なまま路外から発進したため、右方道路から進行してきた相手方車両（普通乗用自動車）と衝突したものの。